

独立行政法人国立病院機構相模原病院入札公告

令和8年10月7日

独立行政法人国立病院機構相模原病院
経理責任者 院長 安達 献

1. 調達件名

1. 令和9年度院内施設管理業務委託契約

(仕様は別に交付する「仕様書」のとおり)

2. 競争入札参加に必要な資格

- 1) 厚生労働省(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」等級の登録を受けている者。但し、登録資格の停止を受けている期間は参加できません。
- 2) 過去3年以内において契約の解除・辞退及び指名停止のないこと。
- 3) 400床以上の病院の受託実績を有していること。

3. 契約条項、入札書及び仕様書を交付する場所及び期間

場所: 独立行政法人国立病院機構相模原病院事務部企画課契約係

期間: 令和8年10月7日(水) 9時00分～令和8年11月10日(火) 9時00分 平日のみ
※但し12時～13時までの間は除きます。

4. 競争入札書提出の場所及び開札

場所: 独立行政法人国立病院機構相模原病院事務部企画課契約係

提出期限: 令和8年11月10日(火) 9時00分

開札日時: 令和8年11月17日(火) 11時00分

5. 契約期間・場所

納入場所 独立行政法人国立病院機構相模原病院

契約期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日

6. 競争入札の概要

1) 入札方法

4. の場所及び期間までに3. の入札書を提出して頂きます。

入札書には日本円により、1. の調達件名に係る諸費用をすべて含めた価格での提示をお願いします。(消費税は除く)

入札書は封書に入れ密封し、品目一式入札書在中と朱書きしなければならない。又、入札書提出方法は持参又は郵送とし、ファクシミリ、電子メールその他の方法を認めません。開札実施中の当院事務室への入室は、一業者当たり1人です。事務室内での業者間の会話及び携帯電話の使用はご遠慮下さい。

2) 入札書の無効

次の入札書については、無効となりますから、提出の際は十分に確認をお願いします。

- ①添付された等級決定通知書又は登録通知書の写しが指定した等級以外のものであるもの。あるいは添付されていないもの
- ②入札年月日、法人名称・住所(支店・営業所の場合は同名称・住所)、代表者職氏名の記載漏れ、誤り及び代表者の押印のないもの
- ③入札金額が訂正してあるもの及び不正確なもの
- ④3. の仕様書に掲げる仕様を充たしていないもの、相違するもの又は記載のないもの
- ⑤複数の入札書を提出した場合は当該入札書の全部
- ⑥入札書の積算に誤りがあるもの

3) 契約交渉権者及び契約価額の決定

提出された有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で入札額を提示した方を契約交渉権者(複数の場合は入札額に従い交渉順位を付す。又、同価額の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。)とし、契約価額を交渉により決定します。第一交渉権者には、第一順交渉権者決定後直ちに交渉日時を通知します。なお、交渉出席者が貴社の代表権を有していない場合には、「委任状」の提出をお願いします。

なお、交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなります。

- ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合
- ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合
- ③他の交渉権者と連合した場合は関係交渉権者全員(連合が想定される場合は交渉の一時中断。契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。)
- ④交渉を拒否した場合(「契約交渉者名簿」の記載・捺印拒否、「委任状」提出の拒否又は正当な理由なく交渉に出席しなかった場合を含む。)

- ⑤整然・平穏たる交渉を破った場合
- ⑥通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合(その目的が交渉妨害・契約事務遅延にあたる場合は②に該当)
- ⑦交渉中に辞退を申し出た場合
- ⑧当初入札額を下回る価額を提示しない場合でその理由を説明出来ない場合
- ⑨当院経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- ⑩交渉開始日から起算した10日以内に契約価額が決定しなかった場合以下、交渉不調の場合は同様に交渉順位に従い漸次交渉日時を通知しますが、当院経理責任者が、これ以上の交渉を行っても契約価額決定に至らないと判断した場合は、契約手続そのものを打ち切り、その旨当院事務部掲示板に掲示します。

又、交渉権者が決定しなかった場合又は契約事務打ち切りにより、その後に執行される契約手続は新規となりますので、今回参加者に次回以降の優先参加あるいは意図的な排除といった不利益は行われません。従って、契約手続の方法、参加者の選定等は改めて計画することとなります。但し、上記①～⑤に該当した者については、その後の契約参加に一定のペナルティーを課す場合がありますのでご注意ください。

4) 契約に関する苦情の受付期間

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から10日以内にお願いします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんので宜しくお願いします。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受け出来ませんので併せてご承知おき下さい。

5) その他

照会先: 独立行政法人国立病院機構相模原病院事務部企画課契約係長

担当 星野

電話: 042(742)8311 内線4104

又、照会期間は本日から入札書提出までの間(但し、対応は月～金の9時～17時)とします。
※12時～13時は除く